

高齢者虐待防止のための指針

吉富町地域包括支援センター

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努めるため、本指針を策定しすべての職員は本指針に従い業務にあたることとします。

- ①身体的虐待：利用者の身体に外傷や苦痛が生じる、又は生じる恐れのある暴行を加えること、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待：利用者に対する脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視や嫌がらせ等によって、利用者に精神的・情緒的な苦痛を与えること。
- ④放棄・放置：意図的であるかを問わず、利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の者による①から③までに掲げる行為の放置、その他利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- ⑤経済的虐待：利用者の承諾なく財産や金銭を使用すること、又は利用者が希望する金銭等の使用を正当な理由なく制限すること。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止検討委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から虐待防止検討委員会（以下、「委員会」という。）を「設置します。委員会は年に1回以上開催し、次のことを協議します。

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ②虐待防止検討委員会のための指針の整備に関すること
- ③虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(2) 委員会の構成メンバー

委員会の運営責任者は管理者とし、構成メンバーは地域包括支援センターの職員から委員会設置の趣旨に照らして必要と認められる者を管理者が選出し構成します。

- (3) 関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があります。

3、虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存します。

4、虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や管理者への報告を行います。

また、虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した職員は、管理者および吉富町に第一報として報告を行うとともに、管理者は家族に誠意をもって対応し、虐待の実態・経緯・背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝えることとします。

管理者は虐待防止検討委員会で議論した虐待の実態・経緯・背景等の調査結果、再発防止策を家族等および吉富町に報告します。

5、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに吉富町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職等の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、吉富町及び警察等の協力を仰ぎ、利用者の権利と生命の保全を優先します。

6、成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者およびご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待に係る苦情が生じた場合、誠意をもって対応するとともに、吉富町、福岡県介護保険広域連合、福岡県国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとします。

8、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当該指針は利用者や家族等が自由に閲覧できるように事務所に常設します。

9、その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3、虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努めます。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。